

高萩・北茨城広域事務組合情報公開・個人情報保護審査会条例

令和元年10月9日

条例第27号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条において準用する同法第138条の4第3項の規定に基づき、情報公開制度及び個人情報保護制度の適正な運営を確保するため、高萩・北茨城広域事務組合情報公開・個人情報保護審査会(次条において「審査会」という。)を置く。

(所掌事務等)

第2条 高萩・北茨城広域事務組合情報公開条例(令和元年高萩・北茨城広域事務組合条例第 号)及び高萩・北茨城広域事務組合個人情報保護条例(令和元年高萩・北茨城広域事務組合条例第 号)の規定による審査請求について調査審議する審査会については、北茨城市情報公開・個人情報保護審査会条例(平成19年北茨城市条例第18号)の例による。この場合において、同条例第16条中「総務部総務課」とあるのは「事務局環境総務課」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。